

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	市民生活部 市民課	
契約締結年月日	令和7年1月21日	
業 務 名	マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係る住民情報システム等改修業務委託	
業 務 の 概 要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、住民票等に氏名等の振り仮名を記載し、マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記等の実現のために必要となる機能の整備に係る、既存住民情報システム（ADWORLD）及び証明書発行サーバの改修	
契約金額（税込）	10,571,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	株式会社日立システムズ中部支社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明及び 契約相手方の選定理由	<p>本業務は、改正法に基づくマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム整備に対応するための、既存住民情報システム（ADWORLD）及びコンビニ交付証明書発行サーバの改修を行うものである。</p> <p>株式会社日立システムズは、本市の住民情報システム（ADWORLD）のシステム開発元であり、当該業務に必要な改修パッケージシステムは同社以外が提供することはできない。また、住民情報システム及び証明書発行サーバの構築、運用、保守は株式会社日立システムズ中部支社が行っており、同一の事業者が当該業務を行うことで、安全かつ効率的な環境構築が可能である。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするものである。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部 市民課です。